後継者育成支援
研修生受け入れ費用の一部を補助します

区の地場産業である染色業・印刷製本関連業の新たな技術者を育成するため、技術研修生の受け入れ等に必要な経費の一部を補助します。

【対象】24年度に新たに技術研修生を受け入れて研修を実施する区内の中小企業者（染色業・印刷製本関連業）、3事業所

【研修期間】3か月（最長1年まで延長可）

【補助金額】月額8万円を限度（補助は1事業所に付き研修生1名まで）

【申込み】5月9日㈬までに、**産業振興課産業振興係**（西新宿6―8―2、BIZ新宿4階）☎（3344）0701へ。詳しくは、お問い合わせください。

ビジネスアシスト新宿
専門家が中小企業経営の課題解決を支援します

区内中小企業の経営改善や、文化創造産業の育成等を目指して、経営・財務などの企業育成指導の専門家を、継続して無料で派遣します。また、映像・テレビ番組制作等の文化創造産業優先枠を設け、積極的に支援します。

派遣期間終了後には成果報告書を提出し、成果を発表していただきます。

【対象】次のいずれかに該当する区内中小企業・個人事業主
▼経営上の課題を把握し課題解決を目指す方、▼経営基盤の確立を目指す方、▼事業計画等の再構築や財務内容の改善を目指す方

【専門家の派遣期間】6月～25年2月ころの月1回程度

【支援内容】▼経営管理・経営資源の充実・強化、▼事業計画・経営計画、マーケティング戦略の策定、▼創業後の経営安定化、▼後継者の育成、▼文化創造産業の育成ほか

【申込み】所定の申込書等を、4月16日㈪～5月2日㈬に**産業振興課産業振興係**（西新宿6―8―2、BIZ新宿4階）☎（3344）0702へお持ちください。申込書等は同係で配布するほか、新宿区ホームページから取り出せます。

特別障害者手当・障害児福祉手当等の支給

●支給額の改定

物価の変動により、24年4月分から支給額が改定されました。

◎特別障害者手当（国制度）
【改定前（月額）】2万6千340円
【改定後（月額）】2万6千260円

◎障害児福祉手当（国制度）
経過措置の福祉手当
【改定前（月額）】1万4千330円
【改定後（月額）】1万4千280円

●申請はお早めに

特別障害者手当等の対象に該当し、まだ受給していない方は、申請してください。年齢や所得等により対象にならない場合もあります。

【問合せ】▼支給額の改定…**障害者福祉課経理係**☎（5273）4520、▼申請…**障害者福祉課相談係**☎（5273）4518（いずれも本庁舎2階・FAX（3209）3441）へ。

◎特別障害者手当

日常生活で常時特別の介護が必要な状態にある20歳以上の方で、▼①身体障害者手帳おおむね1級で重複障害の方、▼②愛の手帳おおむね1度で重複障害の方、▼①②と同程度の疾病・精神障害の方（施設に入所している方・病院等に3か月を超えて入院している方・所得が一定額以上ある方は対象外）

◎障害児福祉手当

日常生活で常時介護が必要な状態にある20歳未満の方で、▼①身体障害者手帳おおむね1級の方、▼②愛の手帳おおむね1度の方、▼①②と同程度の疾病・精神障害の方（施設に入所している方・障害を理由とする年金を受けている方・本人と保護者の所得が一定額以上ある方は対象外）

ご確認ください 国民健康保険のお知らせ

24年度の国民健康保険料

保険料の改定

医療費や後期高齢者医療制度への負担金、介護納付金等により保険料を毎年見直し、均等割額・所得割額を改定しています（24年度の保険料は下図のとおり）。

保険料のお支払い

24年度の納入通知書は、6月にお送りします。1年間の保険料は6月～25年3月の10回に分けてお支払いください。納付書は、6月と10月にお送りします。

※24年1月2日以降に新宿区に転入した方には、6月にお送りする納入通知書では均等割額のみの保険料をお知らせします。その後、前住所地の課税内容から算定基礎額を計算し、所得割額を確定した上で、保険料の変更通知をお送りします。

資格の取得・喪失の届け出は14日以内に

●やむを得ず遅れた場合でも必ず届け出を

医療保険制度では、誰もが必ず公的な健康保険に加入しなければなりません。退職等で勤務先の健康保険をやめたときや、国民健康保険に加入していた方が勤務先の健康保険に変わったときは、届け出が必要です（自動的には切り替わりません）。

国民健康保険の資格は、「加入しなければならない日」から発生します。加入の手続きが遅れた場合でも、保険料はさかのぼって納めていただきます。

会社等法人の事業所に勤務する方は、勤務先の健康保険に加入します。勤務先にご相談ください。

届け出は 医療保険年金課・特別出張所へ

▼勤務先の健康保険等をやめて国民健康保険に加入する方

資格喪失証明書（扶養家族がいないときは退職証明書でも代用可）をお持ちください。厚生年金・共済年金の受給資格がある方は、年金証書もお持ちください。

▼新たに勤務先の健康保険に加入し国民健康保険をやめる方

国民健康保険証と、勤務先の新しい保険証をお持ちください。

※代理人が届け出をする場合は、委任状と代理人の本人確認ができるもの（運転免許証・パスポート・写真付きの住民基本台帳カード等）をお持ちください。

24年度の住民税の申告を

保険料は、23年中の総所得金額等に基づいて計算します。24年1月1日に住民登録のあった区市町村で、住民税の申告をしてください。

※確定申告をした方は、住民税の申告は必要ありません。

【問合せ】**医療保険年金課国保資格係**（本庁舎4階）☎（5273）4146へ。

24年度の国民健康保険料

【算定基礎額】23年中の総所得金額等から基礎控除額（33万円）を差し引いた金額

基礎賦課額（医療分）		後期高齢者支援金等賦課額（支援金分）		介護納付金賦課額（介護分）		
均等割額 30,000円 ×世帯の加入者数 ＋ 所得割額 世帯加入者全員の24年度の算定基礎額 ×（100分の6.28）	＋	均等割額 10,200円 ×世帯の加入者数 ＋ 所得割額 世帯加入者全員の24年度の算定基礎額 ×（100分の2.23）	＋	均等割額 14,100円 ×世帯の加入者のうち40歳～65歳未満の方の人数 ＋ 所得割額 世帯の加入者のうち40歳～65歳未満の方の24年度の算定基礎額 ×（100分の1.49）	＝	年間保険料
（賦課限度額51万円）		（賦課限度額14万円）		（賦課限度額12万円）		

国民健康保険料は必ず納めましょう

保険料は、医療給付の費用に使われる大切な財源です。医療費等は、医療機関の窓口での自己負担分を除き、半分は公費で、残りの半分は皆さんの保険料で賄われています。国民健康保険に加入している皆さんは、医療費の一部を負担して医療を受けると同時に、保険料を納める義務もあります。

保険料を納めない方がいると、国民健康保険の運営が困難になり、医療費を賄えなくなります。必ず納めましょう。

23年度分までの保険料を完納していない方は、至急、納めてください。

◎保険料を納めないでいると

未納期間に応じて、次の措置をとります。特別な事情があるときは、早めにご相談ください。

①督促や催告をしても納めない場合は、通常の保険証の代わりに有効期限の短い保険証（短期証）を交付します。

②納期限から1年を過ぎても滞納している場合は、被災等特別な事情がある方を除き、資格証明書を交付します。資格証明書は、国民健康保険の被保険者であることを証明するものです。病院にかかるときに提示すれば保険診療として取り扱われますが、医療費は通常の自己負担分（2割・3割）ではなく、全額を支払うことになります。後日、申請により、保険者負担分を特別療養費としてお返しします。

③保険給付の全部または一部を差し止める場合があります。この場合、差し止めた保険給付額を保険料に充てます。

④①～③とは別に、法の定めにより、滞納処分（財産の差し押さえ）を行う場合があります。

【問合せ】**医療保険年金課納付相談係**（本庁舎4階）☎（5273）3873・4530へ。

保養施設を開設しています

区の国民健康保険に加入している方の健康増進などに、ご利用いただけます。

▼保養施設…4月から、全国の「かんぽの宿」を利用できるようになりました。詳しくは、医療保険年金課・特別出張所で配布する「国民健康保険保養施設のご案内」をご覧ください。

▼夏季保養施設…7月下旬～8月下旬に、低料金で利用できる施設を開設します。詳しくは、「広報しんじゅく」などでお知らせします。

【問合せ】**医療保険年金課庶務係**（本庁舎4階）☎（5273）4078へ。

国保温泉センター割引利用券の配布

都内の次の施設の割引利用券を、医療保険年金課・特別出張所で配布しています。

①**檜原温泉センター数馬の湯**
【所在地】檜原村2430

②**奥多摩温泉もえぎの湯**
【所在地】奥多摩町氷川119―1

③**秋川渓谷瀬音の湯**
【所在地】あきる野市乙津565

④**ひのでミッ沢つるつる温泉**
【所在地】日の出町大久野4718

【利用料金】①②は大人400円・小学生200円（ほかに入湯税が必要）、③④は大人600円・小学生200円